

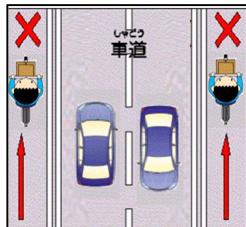
## ＜交通安全テスト＞

平成28年2月号

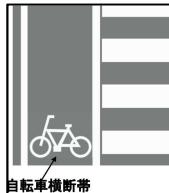
(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

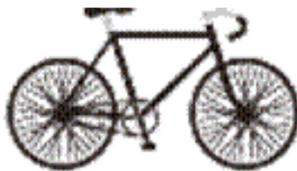
- ① 歩行者用路側帯（白色実線が2本）は自転車で通行することはできない。



- ② 自転車は、交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。



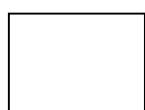
- ③ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。



- ④ 歩道を自転車で走っているとき、前を歩いている人にベルを鳴らしてゆずつてもらった。



- ⑤ 自転車のライトが壊れていたが、夜でも明るい道なので、そのまま走った。



# <交通安全テスト> 平成28年2月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

① 歩行者用路側帯(白色実線が2本)は自転車で通行することはできない。【○】

A : ● 道路交通法第17条第1項(通行区分(抜粋))

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。

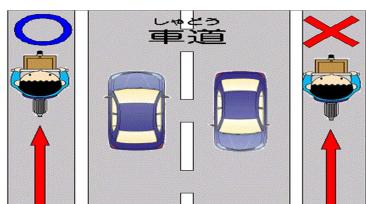
● 道路交通法第17条の2(軽車両の路側帯通行(抜粋))

軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯(軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。)を通行することができる。

◎ 歩行者用路側帯・・・軽車両の通行を禁止する道路標示

### <指導のポイント>

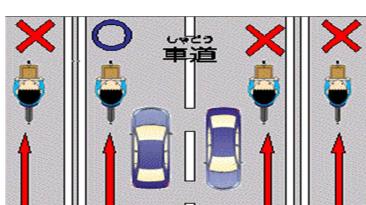
路側帯は3種類あります。



※ 路側帯(白い1本線)  
左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯(白い1本線と破線)  
左側の路側帯は通行できる。



※ 歩行者用路側帯(白い線が2本)  
通行できない。  
自転車は車道の左端を走りましょう。

※ 路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しましょう。

② 自転車は、交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。【○】

A : ● 道路交通法第63条の6（自転車の横断の方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3 交差点の通り方

(5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

＜指導のポイント＞

自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通って道路を渡りましょう。

③ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第63条の9第1項（自転車の制動装置等）

自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

※罰則 5万円以下の罰金

● 道路交通法第63条の10第2項（概要）

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車を停止させて、ブレーキを検査したり、ブレーキの応急的な整備や運転継続の禁止を命令する事ができる。

命令に違反した場合は5万円以下の罰金が科せられます。

～内閣府令で定める基準～

● 道路交通法施行規則第9条の3（制動装置）

法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲るとおりとする。

1号 前車輪及び後車輪を制動すること。

2号 乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が十キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から三メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

＜指導のポイント＞

ブレーキを備えていない自転車（ピスト自転車等）やブレーキが壊れている自転車で道路を走行すれば違反になります。

自転車に乗る前は必ず点検し、ピスト自転車やブレーキが壊れている自転車等には乗ってはいけません。

④ 歩道を自転車で走っているとき、前を歩いている人にベルを鳴らしてゆずつてももらった。【×】

A : ● 道路交通法第54条（警音器の使用等）

第1項 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならぬ。

第1号 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

第2号 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

第2項 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。

ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

＜指導のポイント＞

歩道は歩行者優先です。歩道を自転車で通行する時は、歩行者の邪魔にならないようにいつでも止まれるスピードで走りましょう。

歩行者の通行の妨げになるときは一時停止をしましょう。

ベルを鳴らしながらの走行はやめましょう。

⑤ 自転車のライトが壊れていたが、夜でも明るい道なので、そのまま走った。

【×】

A : ● 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 自転車は、軽車両に分類される。
- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、

同様とする。

罰則：5万円以下の罰金

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）  
(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手、通行している自転車や人に自分の存在を早く知らせることができます。

自転車に乗る前にライトが点灯するか、壊れていないか点検してから乗りましょう。暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯しましょう。

夜間の外出時の服装は、白や黄色のような明るい色の服を着用しましょう。

黒や紺色の服は周りの暗さと同化してしまいます。

また、反射材も活用しましょう。

反射材は車のライトを反射して光を跳ね返す特性があり、約100メートル先（前照灯（ハイビーム）点灯時）の車の運転手に気づいてもらうことができます。